

## 観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会分科会運営要領（案）

## （設置）

第 1 条 本要領は、観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会運営要綱（平成30年 8 月 2 日文化観光スポーツ部長決定。以下「運営要綱」という。）第13条の規定に基づき、分科会の設置及び運営について必要な事項を定めるものである。

## （名称等）

第 2 条 分科会の名称は「観光税制度検討分科会」とし、検討事項は「観光税を導入施行する場合の制度設計及び使途事業に関すること。」とする。

## （委員等）

第 3 条 検討委員会委員は、分科会の設置が決定された日以後 7 日以内に、分科会の委員について、文化観光スポーツ部長に推薦することができる。

2 文化観光スポーツ部長は、前項の推薦に基づき、分科会の委員を指名するものとする。

3 分科会の委員は15人以内とする。

4 分科会に分科会長を置き、検討委員会委員から互選により選任する。

5 分科会長に事故があるときは、分科会に属する検討委員会委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## （会議等）

第 4 条 分科会は、分科会の委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 分科会長は、分科会の検討状況を取りまとめ、観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会に報告するものとする。

## 附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。